

出来事（2016年1月）

1. 新規の食品添加物の指定

1月も、新規指定はありません。（現在の指定添加物：449品目。）

現在、過酢酸製剤（過酢酸、オクタン酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、使用基準の変更）、亜セレン酸ナトリウム、次亜臭素酸水、アスパラギナーゼ（*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株）の新規指定、硫酸亜鉛、亜塩素酸ナトリウム、過酸化水素の使用基準の改正に向けた手続きが進められています。また、アルミニウムを含む国際汎用添加物4品目については、TPPにおける日米並行協議で、速やかに指定するとされています。

さらに、1月25日の食品安全委員会添加物専門調査会で、香料に関する食品影響評価指針が了承されました。

2. 第9版添加物公定書

2015年12月25日の薬事食品衛生審議会添加物部会で第9版添加物公定書の進捗状況について、厚生労働省基準審査課より報告され、同部会の資料として、厚労省のホームページに掲載されました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000107623.html>

3. 組換えDNA技術応用食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（21品目、最終：2015年11月12日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071167.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（67品目、最終：2015年12月1日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物リスト 3件

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228株、ダニスコ）、 α -アミラーゼ（NZYM-AV株、ノボザイム社）、ホスホリパーゼ A2（PLA-54株、DSM社）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

4. 機能性表示食品の届出

4月17日から、消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されています。

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

これらを消費者庁の区分に従って、集計すると以下のようになります。（1月28日現在）

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
108品目	91品目	2品目	203品目	2品目

5. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

① 1月20日、福島県本宮市で産出されたフキノトウ（野生）について、出荷制限が指示されました。

② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（1月25日現在）
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

6. 大筋意された TPP（環太平洋パートナーシップ協定）と食品表示規制

12月25日付けで、消費者庁より斉藤和子衆議院議員事務所に送信された回答の一部に、「現行のWTO・TBT協定のルールにおいては、国際規格であるコーデックス規格があっても、コーデックス規格で定められている基準と全く同じ内容にする必要はなく、食品表示法に基づき定められている食品表示基準は、コーデックス規格を踏まえつつ、国内の事情も考慮した上で定められております。」と記載されていますが、「国際調和」の名の下に、数々の規制変更がなされてきたので、疑問が残ります。また、日米並行協議では、添加物の承認審査の促進と国際調和添加物の残り4品の早期承認が合意されています。

そうした中で、NPO法人食品安全グローバルネットワークは、1月21日、参議院議員会館講堂において、院内学習会「TPPでどうなる食品表示」を開催（協賛：全国農業協同組合連合会）し、12名の国会議員を含め、約200名の参加があり盛会でした。この集会で、3名の講師から、①油脂の名称の表示、②原料原産地表示、③添加物等の表示基準のCODEX基準との齟齬が提起されました。

7. 遺伝子組換えアミノ酸2品の懸念（EFSA）

E. coli CGMCC 3703 を用いて生産された L-スレオニン を飲料水と同時に動物に与えたとき、アミノ酸バランスが崩れる可能性があるとの懸念が示されました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4344>

E. coli CGMCC 3667 を用いて生産された L-トリプトファン を飲料水と同時に動物に与えたとき、安全性に懸念があるとされました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4343>

8. 高齢者の高用量ビタミン D の摂取（英国 NHS）

高齢者が、20 μ g/日以上 のビタミン D を摂取しても利益にならないとのことです。

<http://www.nhs.uk/news/2016/01January/Pages/Do-high-doses-of-vitamin-D-increase-falls-risk-in-the-elderly.aspx>

9. FDA ラベル表示「ナチュラル」 パブコメ延期（5月10日まで）

FDA は、ラベル表示に「ナチュラル」を使うことについてのパブコメの締め切りを5月10日まで延期しました。

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm471919.htm>

10. FDA シーフード HACCP で警告 (Warning letter)

2015年12月22日、FDAは、ヒスタミン対策などシーフード HACCP で重大な違反があるとして、Uoya Inc, dba Shintoku, Inc, に対して、警告書を発しました。

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2015/ucm478814.htm>

11. 米連邦保安局 ダイエタリーサプリメント Kratom を押収 (FDA)

1月6日、米国 FDA によれば、米連邦保安局がダイエタリーサプリメント「Kratom」を押収したとのこと。マレーシア、インドネシア、パプアニューギニアで自生する植物で、多数の臓器に毒性があるとのこと。

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm480344.htm>

国立健康・栄養研究所のHPに、「米国 FDA が kratom (クラトン) を表示した製品に注意喚起 (160108)」と掲載されています。 <http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail3152.html>

クラトンは、国内でも、インターネット通販で販売されています。

<http://kratompowder.cart.fc2.com/ca4/2/p-r-s/>

12. マリーゴールド抽出物とエッセンシャルオイルの光毒性に関する意見 (EU SCCS)

マリーゴールド抽出物 (Tagetes minuta、Tagetes patula) とエッセンシャルオイル光毒性に関する EU の SCCS の意見が、「Regulatory Toxicology and Pharmacology」に掲載されました。0.01%を越えなければ安全のようです。

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/scientific_journals/index_en.htm#cat_cosmetic

13. 未承認遺伝子組換えパパイヤ

- ・大伸株式会社が中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品 (凍結直前未加熱): パパイヤ」の自主検査で、安全性未審査遺伝子組換えパパイヤ (PRSV-HN) 陽性による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- ・谷尾食料工業株式会社がタイから輸入した「シロップ漬け: 混合果実 (パパイヤ入り)」の自主検査で、安全性未審査遺伝子組換えパパイヤ (PRSV-SC) 陽性による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

14. 輸入食品の違反事例

- ・富士通商株式会社が、ベトナムから輸入した「えび類加工品」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- ・株式会社ミットモが、インドから輸入した「卵黄粉鶏卵」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.05ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

*エンロフロキサシン: ニューキノロン系合成抗菌剤

(作成: 2016年1月30日)